

公 告

令和 8 年 8 月 6 日

豊橋市長 長坂 尚登

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

豊橋市ふるさと納税支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(4) 業務場所

市の指定する場所

(5) 提案上限金額等

令和 8 年度 7,471,500 円 (2・3 月分)

令和 9 年度 115,756,000 円

令和 10 年度 130,368,000 円

令和 11 年度 144,813,000 円

※基本委託料の上限は寄附金額の 6.0 %以内

※消費税及び地方消費税相当額を含む

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

(1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 国税及び愛知県税、豊橋市税の未納がないこと。

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク (P マーク) 又は ISO/IEC27001 に基づいた国際規格の情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証を取得していること。

ウ 令和 3 年度以降に、年間 10 億円以上の寄附実績 (※ 1) がある地方自治体との間で、本業務と同種又は類似の業務契約 (※ 2) を締結し、これを誠実に履行した実績 (履行中のものを含む。) を有する者であること。

※ 1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査」に基づく。

※ 2 仕様書記載の「業務の内容」の内 (1) ～ (5) について同一契約で実施していること。

(2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

イ 「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領」による入札参加停止の期間がないこと。

ウ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

（3）共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独または他の共同企業体として、本プロポーザルに参加することができないものとする。

ア 構成企業のいずれかは、上記（1）のすべての要件を満たしていること。

イ 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。

ウ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は、本市に対してすべての責任を負うものとする。

3 参加手続

（1）担当部署及び問い合わせ先

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1 豊橋市産業部観光プロモーション課

電 話：0532-51-2401

電子メールアドレス：kanko@city.toyohashi.lg.jp

（2）実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市産業部観光プロモーション課ホームページ

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/65292.htm>

（3）プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和8年8月26日（水）午後5時必着

イ 提出場所

（1）に同じ

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。なお、提出した旨を電話連絡すること。

エ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

（4）提案書等の提出

ア 提出期限

令和8年9月24日（木）午後5時必着

イ 提出場所

（1）に同じ

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。なお、提出した旨を電話連絡すること。

※ 提案書等は提案者名が特定できるような記述をしないこと。

4 評価の手續及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「豊橋市ふるさと納税支援業務委託プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

(1) 第一次審査（書面審査）

なお、提案者が多数の場合には、第2次審査対象者を5者程度に絞り込むものとする。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和8年10月5日（月）～令和8年10月15日（木）のいずれかの日

時間、場所及び留意事項等については令和8年9月30日（水）までに別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア. 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ. 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ. 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ. 参考見積金額が契約上限金額を超える提案

オ. 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手續きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 豊橋市業務委託契約スライド制度の適用

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他詳細は、「豊橋市ふるさと納税支援業務委託プロポーザル実施要領」及び「豊橋市ふるさと納税支援業務委託仕様書」による。